



社會的財政思想の表現としての特別賦課及び土地増價税(2)

高島, 佐一郎

(Citation)

經濟學商業學國民經濟雜誌, 36(4):507-537

(Issue Date)

1924-04

(Resource Type)

departmental bulletin paper

(Version)

Version of Record

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/00053641>



社會的財政思想の表現としての特別賦課及び

土地増價稅

(其二)

高 島 佐 一 郎

- 四、土地増價稅の本質及び同制存在理由に關する獨英と佛米との相異
- 五、獨逸に於ける土地増價稅の發達及び其の將來
- 六、英國に於ける土地増價稅の發展及び其の消長
- 七、土地増價稅と本邦將來の租稅體系

四

我が國財政學思潮を可なり有力に支配したるアドルフ・ワグナーが契機利得及び偶然的給付能力増加てふ見地より眺めて相續稅を論じ更に土地増價稅に言及したるより三十餘年、動もすれば租稅の社會政策的使命の承認を躊躇しつゝも尙ほセリグマンが土地増價稅の累進主義を力調したるより十年餘りを經過し、²⁾他方更に獨英兩國にあつて同稅が明確に國稅化せられて既に十餘年に垂んとして、而かも之に關する國論、尙ほ未だ我が國には提唱せられて居らぬのである。³⁾是

れ抑々、わが社會及び經濟の狀態が靜態を持續すること佛蘭西の如くである爲めに之を要望せざるに因るか、はたまた我が地租制が米國の其れの如くに土地の現實的賣買價格を客體とする外か更に特別賦課普及して爲めに既に業に土地増價税の實質を具有するに因るか。右の二設問が共に否定をもつて答へられるべきことは多言を要せぬ所であると思ふ。たゞ設問の後者に對しては後にて答へられる機會おのづから存することなれば今は姑く前問に就いてのみ短言するであらうに、輓近本邦都市異常の發達に伴ふ土地賣買價格の暴騰は佛國の其れとは全く異なり宛がらに世界戰時における商品價格騰貴に類するものがあるのであるから、戰時利得なるものが少なくとも主義において獨英米同様既に超過利潤税の客體として承認せられた以上、かかる市街宅地價格及び地代の暴騰に因る不勞利得が亦た不勞増價税の客體視せらるべき事は論理上必然の歸趨たらねばならぬ、本節以下の存在理由は寔に此所にある。

前節同様に吾人の考察は其の本質から始まるのであるが、先づ形容の一語を除いて單に増價税と云へば、其れは或る一定財産が所有者の行爲勤勞に基づかず、却つて社會的契機又は經濟的景氣に因つて貨幣價值を増加せしめられたる場合、

の増價を客體として財産所有變更の時に、又は一定期間毎に、此の差増額を測定捕捉し、之に税する特殊な一財産税 *Vermögenssteuer* を指す。しばらく、一九〇七年既にヘッケルが與へた、右の廣義觀に従ふなら、それはまさしく契機利潤又は不勞所得一般 *unverdienster Wertzuwachs, unverdienster Zuwachs, Konjunkturgewinne neberhaupt, unearned increment-value, windfalls, plus-value non gagnée* に對する、財政的並びに社會的兩見地よりする課税に外ならず、さうして形式的には流通税たる財産税の一種であり、また實質的には相續税に近きものであつて、この二者の補完税とも看做さるべきものである。この故に、増價税の主義は、其の性質上素とより必ずしも一特定種類の財産の増價だけに制限適用せらるべきものではなくして、ヘッケル、エエヘルヒ、ビグウ等の所見の一致しをるが如く、都會地所又は鑛山の其れは勿論とし、その外尙は美術品骨董品や有價證券の増價又は富籤利得にも擴充し得らるべきは明かである。ゆけれども獨逸最近の一立法例あつて初めて、動産不動産をうち貫ける一切財産の超過増價 *Vermögenszuwachs* の總括的課税客體化を敢行した外には事實上、純歲入増加の見地から、又た稅務行政における技術的立場から其處まで及ばしめるのは可なり困難の事であらうし、また之を謂はゆる都會地所だけへ制限する事 *eine*

Beschrenkung auf den städtischen Grundbesitz 其自身にも尙は有力なる理由があるのである。いま之を略説するなら、商工都市における建築用地又は建築豫定地 Baugrund und unbaugrund なるものは殆んど絶對的獨占性を有するが爲め其の位置價值 site-value が不勞的に騰貴すると同時に、その郊外地所亦た騰貴豫想のために長く空地化せられ投機目的化せられる。之が結果、合理的なる都市計畫及び土地政策の解決は妨げられ又た大戰前の獨逸、同直後の英國又は現時の本邦における都市狀勢の如く謂はゆる住宅難 Wohnungsnott, Housing problem の醸生さるゝと共に、地主階級は公然として社會一般からして不勞利得を搾取することゝなる。で、この不勞利得を重税する事は、當に擔税者にとつても負擔の苦痛最も尠なき税泉から強く掬みとることを意味するばかりでなく、實に深刻なる社會的意味を具現するものであり、又たともすれば險惡ならんとする社會的思潮を緩和すべき立法たるべきである。世には或ひは、この種の公課は、其の「借地者へ、又た土地を一層よく利用すべき新取得者へ轉嫁せらるゝか、又は其れだけ現實賣買價格を高むるか」の結果を生むであらうと爲すものもあらうけれども、それは土地の所有權物權債權の移轉設定又は實價決定の實狀に通せざるものゝ言であつて、この種の租税は事實上

却つて土地の投機化を防止し従うて時價を引き下ぐるべく貢獻するものである。然るに他種の財産形態に至つては、或ひは其の代替性の高さにより、或ひは市場又は投資地域の國際化と云ふ傾向の強きにつれ、或ひはその需要が限られたる個人的意義以上を有せざる事によりて、その増價は必ずしも徹底たり得ない場合が多いであらうし、更に社會的見地より眺めては必ずしも土地の其れの如き深刻重大なる意義を體現し來ないのである。ゆゑに、純財政的需要の強度窮迫の太だしきこと現時の獨逸の如くならざる限り、一切の不勞差増を採り悉く之れを租稅客體化することは必ずしも皆な一律に絶對的緊急事とせらるべきではなくして、却つて寧ろ土地の其れだけを特に稅するを妥當となすの事由がある、で事實上、増價稅 *Wertzuwachssteuer, unearned increment-value duty* とすら言はゞ、獨英國にあつて常に直ちに土地増價稅を意味するに至つたのも亦た實に所以ありと謂つべきであらう。之を要するに、勤勞に伴はざる利得なるものは、個人主義的社會組織に伴なひ生ずる必然的イイヅルの一たることの明かなるばかりでなく有らゆる見地より眺めて最適の租稅客體たるものであるけれども、純財政的租稅技術的及び社會政策的緊急の各見地よりして併せ考ふるべき、一切の不勞所得に對する萬遍なき契機租

税體系 Konjunkturbesteuerungs-System oder -Gruppe を今更完成し實行することは、ビグウ、セリグマン等の危ふむが如く可能なる所ではない、そこで人の創案勤勉貯蓄又は企業心を「刑罰する」と云ふ如きの批難なくして而かも社會的其の他の見地より要望せられる一不勞利得税種としては、實に土地増價税をもつて、その尤なるものとするのである。

ついでながら、二三問題たり得る點を略述しておく。先づ、斯制は地方税たるべきか國税たるべきであるか。——素とより土地増價税なるものが近世都市財政

の發展膨脹の緊急的需要に促がされ従つて地方税として創設せられたものたるは明白であるばかりでなく、性質上亦た地方税として妥當してゐるもの可なり多きことも争ひ得ない。けれども他方、一特定人の負擔にかゝる此の税源の所在地域が漸く廣く國民經濟的に擴充せらるゝのにつれ、かの獨逸米國等における相續税及び所得税の元と州税制より出發して國税化せられた其の發展の示すが如くに、斯税亦た同様なる發展の潮流に乗するべき事が豫想せられるのであつて、この意味よりすれば英國の其れの如く當初より國税として新設せらるゝを寧ろ望むべしと爲し得られるのである。のみならず事實上、地方税として長き經歷を有つ

た獨逸の斯稅自身が一九一〇年帝國稅として統一せられたる稅制立法發展の其の傾向こそは、まさしく其の將來の歸趨を卜せしめるものがあるのであつて、さうして輒近諸國稅制における一般的傾向及び必要事たるかの地方財政助成の目的を達成すべきには、國は此の増價稅より來たる總歲入の半ば位を限り、獨逸が第一次的に地方團體へ及び第二次的に各聯邦へ讓與又は交付——即ち聯邦國に數々見出される *Matricular-Beitrag* に對立するものとしての *Ueberweisung* の制度により——を爲すが如くにすれば可いと思はれる。その二としては、如何なる差増が稅せられ又た如何なる程度まで累進せらるべきか。——この點、其の租稅主體が所

有者又は地所讓渡者であり、また同客體が賣買價格間の差増之を少しく說けば特別賦課等を負擔した場合には其の支拂濟負擔額を加算しての取得價格と其の賣却時期又は法定一定時期後において形成せられ又は評定せられた其の時價との差増額である事は明かなれども、しかし其の差増が二割三割と云ふが如き比較的に低い一定増價割合を超過せざる場合には勿論免稅せられるのみならず右を超過せる場合にても之に稅せらるべき其の累進稅最高限に至つても概ね純差増額の三分の一位に劃されるのを妥當とするであらう。その三としては、斯稅は所

有權移轉の場合にのみ課せらるゝをもつて足れりとすべきか。——之に就いて

は否な。不動産なるものは性質上所有權移轉の機會しかく頻繁なるものではな
く、また投機的營利の目的もて可なり長期間之を空地化し投機熱を助長する事例
の稀れならざるものであるから、若し之を所有權移轉の場合における課徴即ち謂
はゆる直接的土地増價税 direkte Wertzuwachssteuer の施行だけに止めたなら、之が財
政的及び社會的效果は從うて薄弱なるを免れぬのである。仍つて斯税の荷ふべ
きこの二使命を完うせしめんとする限り、能ふべくんば其れと並べて、かゝる法律
行爲なくとも一定期間例へば外國における事例の如く二十五年毎に又は十五年
毎に——尤も私見に據れば、殊に本邦の狀勢を察しては、右の前者即ち四分の一世
紀毎にと云ふ如きは餘りに長きに失するとは思はれるけれども、——その時價を
評定して其の増價分を税するの制度、換言すればブルンヒュヴァの謂はゆる間接
的土地増價税 Indirekte Wertzuwachssteuer を設くるべきである。尤も、この直、間接的
課税を併用して事效を擧ぐるべきには、かの必然に巨費を要するべき、眞の評定時
價臺帳即ち單なる地價臺帳 Domesday-book, Kataster, Grundbuch にはあらざる眞實な
る土地賣買價格評定臺帳 actual land-valuation book の調製をば、相當期間毎に實行す

るを要件とし前提とする。之は實は、可なり遠大な意味を有つ、何故とならば、一九二〇年英國における斯稅施行が中絶の運命に會ふた、少なくともその一理由は、之が調製及び課徵費の巨大なりし爲めに外ならなかつたからだ。斯制の施行に際して若しも社會的見地がより重く働いたものなら、かゝる負擔の重さは豫かじめ想見せられ而して須らく突破せられねばならぬ、と自分は確たく思ふ。

1) Wagner, Finanzwissenschaft. II. Band. 2. Aufl Leipzig 1890. S. 576—595.

2) Seligman, Essays in Taxation, ch. xvii.

3) 本文淨寫の日、大正十三年紀元節の大阪朝日紙上にて始めて、大阪市が本年度豫算の編成にあたり、その一財源として否な寧ろ事業公債利拂資源として、土地増價稅の認可申請中なる由を聞知したのは、寡聞な自分にとつては空谷の足音の如くにも響いたのである。たゞ、之よりもさき東京市政關與者の一角にて、この種の議のあつた事は仄聞したこともあるけれども、公けな提唱としては大阪市の其れが第一聲なるやに思はれる。

4) Heckel, Lehrbuch der Finanzwissenschaft. 1907. I. Bd. S. 442.

5) Eberberg, Finanzwissenschaft. 16. u. 17. Aufl. S. 270-276. — 例ぐ、之を有價證券等の利潤分などまで及ぼすときは、自然其れは一九二〇年の獨逸の資本收益稅法 Kapitalertragssteuer-Gesetz の如きものと同一範疇まで擴充されるべきであるけれども、此くの如きは理論及び實際上十分な支持を受け得ずと思はれる。

6) Brunnhuber, Die Wertzuwachssteuer. Jena 1906; Eberberg, a. a. o. S. 371; Cf. Heckel, a. a. O. S. 446; Seligman, op. cit. p. 506.

○ 増價税の本質の記述については、既掲してゐいたヘッケル『財政學』第四四二—四四七頁の所説に負ふ所が多い。ついでとあるが、今日本文第三節の主題なる特別賦課と此の土地増價税とを混同するものはあるまいと信ぜられるけれども、數年前にあつては、其の必ずしも然らざりし事は興味がある。——松崎博士、『最近財政學』第二版、第四三九頁。

五

その沿革よりいへば土地増價税の濫觴は、第十九世紀末の獨逸一植民地に又た今世紀初頭の獨逸諸都市に存するのだけども、そが漸く大流となつて同國における有力な社會政策的一税制たる直接國稅化せられるに至つたのは纔かに一九一〇年の近きにあるのである。——其の發展は、恰かもワグナア・シュモラア派の

風に掲げた其の理論的一主張の軀がて一八八四年ビスマルクの經綸に採り入れられて創設せられたかの獨逸勞働保險制度が、爾來幾曲折を経て漸く一九一一年帝國國家保險法と云ふ社會政策的一大施設にまで發達し來つたが如くに。——

併しながら、右の濫觴即ち一八九八年青島の地に發祥した土地法 *Landordnung* には、その後日採るべき發展の徑路を直示した、重要な規定を含んでゐることは注意さるべきである。例へば同植民地所在の土地は即時建築を施すべき者に限りて賣

買せらるべく、さうしてその賣却者は所有者自から加へたる土地改良の費用を控除したる上にて尙ほ剩まされたるその増價額の三分の一を上納すべしといはゆる直接的増價税 (*direkte Zuwachsteuer*) また之を賣却せざる場合には二十五年毎に其の時價評定を行なひ前同様の參酌を施せる増價額の同じく三分の一を上納すべし(いはゆる間接的増價税 *indirekte Zuwachsteuer*) と定定め、以つて二種課税の方法 *doppelte Besteuerungsweise* をば、將來に向つて明確に示したる如きである。のみならず、同制の一精神たり又た副目的たるものゝ實現せられたものとして殊に注意さるべきは、それが租税としては素とより僅少な収入を齎したのに過ぎぬけれども近世都市の計畫發達及び膨脹と共に常に影の如く隨伴し來る一弊害たる、土地投機をば殆んど全たく抑壓し了つた事である。1)

かゝる成功はおのづから獨逸内地の視聽を惹かずには措かなかつたのであつて、一九〇二年その帝國植民地會議にては之が施行の可否頻りに討論せられ、更にまた内國におけるそが一般的實施の可能性すらも盛んに論議せられた。然るに更に顧みるならば、デヨン・スチュアアト・ミルの提案は勿論、ヘンリー・デョウヂの其れども何等の内面的思想的交渉を有たずに、唯だ其の時其の所の權宜的な植民地

土地政策眼の具顯せられたもの以上には出ない所の斯制が、かくも忽ち母國輿論を喚起したる所以の一つとしては、同國におけるかの急激な都市發達が與つて力あるのではあるけれども、それよりもより大なる所縁としては其の税制の不備及び之に乗じて横行せる土地投機熱の看過すべからざるものゝあつた事を擧ぐるべきである。いま姑らく不備な税制及び其の結果を短言するであらうに、先づ其の地租が宅地租たるを耕地租たるを問はず米國の其れの如くに其の土地價格を客體とせず、凡そ十五年毎に改定さるゝ土地收益推定額の資本化價值をば標準とした爲め、その現實賣買價格の昂騰せる後ちに至つても尙ほ謂はゆる馬鈴薯收穫高に據つて賦課せられたのである、のみならず若干都市には受益者分擔金の制度が施行せられてゐたけれども、その課徴は米國の其れの如くに改良事業完了の時に於いてせられず、建築物の竣成を俟つてなされたが爲め、多數地主は將來の地價騰貴を見越しつゝ故意に長く改良地區を空地化しおく事となり、此所に市街地郊外地所の投機目的化の風潮を助長したのである。之が結果として、前節にも説いた所の如く獨逸數千の都市には、緩急の差こそあれ何れも住宅、難住宅問題の簇生するのが見られたのであつた。

二十世紀初頭、住宅問題に關する多數文獻の產出において他の一切文明國に超越するところあつた、かゝる都市發達の特種空氣にはぐゝまれて、²⁾此の税制は一九〇四年フランクフルト・アム・マインを振りだしとし、翕然として獨逸諸都市における地方税制に普及したのであるが、驚くべし、一九一〇年四月には此の土地増價税を實施せる都市實に四千五百に及んだのである。さうして其の税率が常に累進主義に據つた事は皆な揆を一にしてゐなければ、その最高限に至つては區々一定せなかつたのであつて、たゞ差増價の十五割以上の場合に其の三割までに到らしめられたものを限界となせるものゝ如くである。ついで、斯かる地方團體税源としての好成績はおのづから各聯邦國又は各州の羨望を買ひ二三の州にして之を州税體系中に接枝せるものも見出された。が併し、同税發展における最大轉換期とも稱せらるべきものは、一九〇八年ヴキルムス博士がブロイセン上院において帝國土地増價税制を提唱するや、超えて數週後その財政學上の權威をもつてアドルフ・フグナーが土地制度改善協會席上にて之を支持する所あり、茲に卒然として同制國税化をば全國的輿論たらしめたる時に來た、と云ひ得ると思ふ。地方團體の多數は此の時、その好財源の涸渇をおそれて斯案に反對を試みたのである

けれども、會々社會政策的諸施設及び國防充實に對する國の財源の急需せられてゐた折柄なれば、大勢は既に定つたのであつてたゞ斯税の性質上地方團體が其の收入一部に對して明白なる要求權ありと云ふ主張が正當とせられたのみである。かゝる恰好なる輿論に支持せられて、同上年帝國議會財政委員會が、土地増價國税即行の決議を政府に致せるより若干の迂餘曲折を経、一九一一年二月、前年十二月までの溯及力を與へられたる帝國土地増價税 *Reichszuwachstener-Gesetz* は、二千萬麻克の歳入増加並びに社會政策上の使命を帶んで成立し、同時に當然地方團體及び州の同名税に代位した。さうして此の土地増價税制は爾後時勢の推移につれ、財産増價税 *Vermögenssteuer* を經て一九一二年更に所有増價税 *Besitzsteuer* の一部となり、一九一六年再轉して帝國戰時税 *Reichskriegsteuer* に、一九一八、九年また三轉して戰時特別増價税 *Kriegsabgaben vom Vermögenszuwachs* に併合せられたのであるが、之が原始的な主義精神には何んらの變化ないのである。3) 仍つて、最近時西歐財政思想轉換の劃期であつた、一九一〇乃至一一年に形成せられた帝國同税制に従がひ之を略說せんとするのであるが、併し之が細目に至つては英文にて物せられた好個の參考文獻が少なくとも數種も存在する事であるから、當然其れに讓られるべ

きこととして、今は本文の目的から眺めて必要な記述だけに止めておくであらう。同税制は先づ、不動産に關かはる有らゆる財産的利益の移轉ある場合には凡そ所有者の勤勞行爲に因らずして發生したる増價分に對して増價税を課すべき旨を規定せるのであるが、更に一方中小不動産、低率の増價卑親族への相續的移轉又は農耕地整理を目的とする地目交換等の場合は之が例外とすると共に、他方不當脱税を防止するべく其の資産の大部分が不動産より成立する會社の株券等の所有移轉に至つては尙ほ之を土地其のものゝ移轉と看做すべき事を宣明する。

次いで税さるべき増價分に就いては、一方にはそは其の買賣價額間の差額なりと規定すると同時に、他方には原買入の場合負擔した諸税等の推定費額として其の買價の四朱に相當する額、並びに所有者の支出した土地改良分擔金及び之に年四朱の利息額をば原買入價額に差加へたるものを買價と看做すべき事を明定し、以つて原所有者の勤勞に本づく増價をば謂はゆる純不勞増價から辨別する事“Die *„eigenleistung“*によつて、かの正義を求めんとする心に適正な表現を與へたのである。

また斯く課せらるべき増價税率は上述しおいた如く、參酌加算されたる買入價額を基準として測定せられた純不勞増價分の割合の大小に従がひ累進的に定めら

れたのであるが、かゝる増價額が買入價額に對して一割以内なる場合には其の増價分の一割さうして其の上、二割を増す毎に同一分を増課しゆき、二十九割の増價額に對する三割を以つて其の累進限度とする。

さて、本税の賦課徴收は、帝國官憲の監督の下に、各州 *Einzelstaaten* の稅務當局によりて運用施行せられるものであるが、同税による總收入の歸屬に至つては、その五割を帝國々庫へ、四割を地方團體へ、さうして残り一割は徵稅費として州へ各配當せられる定めである、單とり地方團體が此の配當分の外か、其の二倍を限り同附加税を賦課するの權限を認められたのは、斯税の本質にも因ることながら、同時に之が國稅化の沿革に基づくものであると思ふ。5) 終りに本節餘りに長きに失したので、之が將來を考察することは忌避するであらうけれども上に敍説した所からして、他の事情にして甚しく變化せない限り、少なくともかの所得税及び相續税の補完税 *Ergänzungsteuer* として、其の將來の極めて有望なるべき事は安んじて揣摩し得られるのである。

- 1) Heckel, *Lehrbuch der Finanzwissenschaft*, I. Band, Leipzig 1907, S. 442—447; Eberberg, *Finanzwissenschaft*, 16. u. 17. Aufl. Leipzig 1921, S. 369—375.

2) 之に關する文獻については Seligman, *Essays in Taxation*, 9th. ed., p. 508; Schmoller, *Grundriss der allg.*

Volkswirtschaftslehre. I. Bd. S. 397. 參照

3) Seligman, op. cit., P. 514 n.

4) Scheffel, The Taxation of Land value. Boston, 1916; Brooks, The German Imperial Tax on the Unearned Increment, Quarterly Jour. of Econ., vol. xxv., p. 682 et seq.; Cohn, The Taxation of Unearned Increment in Germany, Quarterly Economic Journal, vol. xli., p. 212 et seq.; Seligman, op. cit., p. 511—515.

5) Eberberg, a. a. O. S. 373; Leroy-Beaulieu, Traité de la science des finances, 8e éd., p. 700.

六

吾人は續いて直ちに、ボオリユウの謂はゆる「遙かに一般的な、より峻嚴な、より現實的な」^{モロニエンヌ}としてまたセリグマンの謂はゆる「近代的負擔能力理論に一層合致せるばかりでなく、より徹底的な且つより單純明瞭な」英國土地増價稅制の梗概を見ようとする。けれども其の謂はゆる「一般的な」土地稅制の凡べてを窺ふの必要はないのであつて、かの四種の土地稅制中で、最も重要な一稅目即ち不勞増價稅の瞥見に限られる。若しわが視野をかやうに限るにおいては、當初より國稅として新設せられた英國稅制の記述は論理上極めて簡明で濟まされるべきであらう。

抑々英國(都)市土地増價稅 Increment-value duty は、哲人的な首相アスクキスを背景にもつて鬪將ロイドデオウデが「貧乏」——其れは富豪貴族等の不勞的特權の必然

的結果と看做されたに對して戰ふた「貧乏退治の戰ひ」“War against Poverty”の一表現として、即ち一九〇九年乃至一九一〇年に互たる税制立法中に所得税及び相續税の累進主義的改正と一緒に獲られた戦利品として看られるべきもので、純財政的租税と言はんよりも寧ろ社會政策的税制と稱せらるべきものである。思ふに同年以前における英國土地税制は、既述した米國の同種税制とは相反し却つて獨逸における其れに近きものであつて、當然増價税の導入せらるべき状態にあつた。即ち其の地主階級は、一面には一般納税者の負擔において施された土地改良の果實を收めながら敢へて改良税に任ずるところ尠なく、他面には改良土地にても賃貸借等に供用せられずに空地のまゝに放置せられてる限り何時までも地方税をすら負擔せず、またそれが建築用に貸與せられた後とにても其の地代等による所得部分に就いて輕微な所得税を課せられたのに過ぎないのであつて、總じて社會發達に伴ふ地價及び地代における著しき不勞所得階級を形成してゐた、斯くて前世紀初めリカルドウの主張の、復た二十世紀初葉に甦生せらるべき機運は既に熟してゐたのである。いま其の沿革を短言するなら、主にも都會地所の位置價值 site-value に對する地方税賦課を要望した蘇國商工業諸都市の運動の白熱

化し來つて中央政府を動かしたはじめた時、自由黨内閣は會々、其の政綱たる勞働保險を筆頭とする社會政策的諸施設及び國防擴張の資源をば物色しをれる折柄であつたが爲め、こゝに土地税制設定の議は確たく下院の支持する所となり、かの上院必死の抗爭を排斥し結局、歴史的なる上院權限の大制限を敢行してもつて、この一團の土地税制は一九一一年法制化せられたのであつた。

之が詳細は併しながら他著述に譲られるべきであるのみならず、1)當面の都市土地増價税なるものも、他の三種税目即ち不建築用地價格税 *Undeveloped-land duty*、貸借終期税 *Reversion duty* 及び鑛山貸借税 *Mineral-rights duty* と相合して、一九一〇年の新土地租税體系を形成するものであるのだけけれども、2)本文の目的上こゝには既掲せるボオリユウの謂はゆるより一般的な税制中、特に此の(都市)土地増價税 *Incement-value duty* だけを、而かも獨逸同種税の記述に倣つて其の特徴だけを略記するのである。さて増價税は土地の所有又は利益の移轉する三場合即ち賣却による其の移轉、十四箇年以上の期限を有つ其の貸渡及び死去による新所有者への移轉の場合に課徴せられる外か尙ほ、法人の所有に係かり従うて所有者死去等の事由による之が移轉のなかるべき土地に就いては十五年毎に其の時價評定の上

にて賦課せられる。凡そ是れらの四場合の一つに該當する時には、先づ其の時々の隨時價格 *occasion site-value* なるもの評定せられ、之を一九〇九年四月三十日における其の原評定價格 *original site-value* 即ち基準法、定價格と比較して、前者が後者よりも一割以上の超過を示めす場合、その超過部分に對して其の二割の増價税を賦課するのである。尤も小宅地や、農耕地やの場合には免税せられる定めである。また所有者自から土地改良の爲めに投下し又は改良税を負担した場合には、かの先きの土地買入又は取得に際して支出した公課額に對すると同様に凡べて之を右の増價分から控除する事は既述した獨逸の其れに事實上同じいのであるから、要するに此の課税客體たるものは純不勞増價分のみに限定せられるのである。

土地増價税成功の要諦は實に、右に謂へる基準法定價格が精確に測定さるゝの一事に存するのであるが、この大業、言ひ換ふれば第十一世紀ウキリアム王の名と聯想せられる *Domesday book* の調製このかた曾つて企てられなかつた所の此の土地時價臺帳を完成すべきの事業は、約二百萬磅の經費及び五箇年の期限の豫定をもつて着手せられた、さうして其の完成の曉には現在税率をもつてするも六百萬磅の歳入を齎らすべく、税務専門家によつて豫想せられたのである。また同税

の性質に顧み且つは各國を通じての趨勢たる地方財源涵養、地方財政助成の必要に促されて、同稅收納額の配分に就き、英國同稅制は原則として、之を國庫及び地方團體の兩者間に等分すべき豫定を立てたのであるが、實際問題としては將來、この二種財政間の關係が一層合理的に整調せらるべきまで、右の二分の一地方財政助成案の實行は留保せられたのである。³⁾このほか更に、斯制全體としての將來は如何んの問題が残されて居る譯けであるが、之に就いては次節にてもおのづから觸れらるべきが如く、英國有產階級の私有財產權主張の獨逸の其れに比較せられて極めて強烈であつたばかりでなく、さらに斯制施行費の遙かに其の歲入額を超過したる事由の存するあつて、土地増價稅は漸くその不人氣を増し、かの戰時戰後における稅制混沌化の潮のなかに漂はされつゝ、一九二〇年以降遂に事實上廢絶の運命を荷ふに至つてゐる。

1) Scheffel, *The Taxation of Land Value*, Boston, 1916; Seligman, *Essays in Taxation*, 9th ed., p. 488—496; Leroy-Beaulieu, *Traité de la science des finances*, 8e éd., p. 701—703.

2) See Wylie, *The Duties on Land Values and Mineral Rights under part I of the Finance Act (1909—10)*, London, 1910.

3) Seligman, *loc. cit.*, p. 494—5, also p. 496 note to 9th ed.

七

續説し來つた所を今更顧みる。先づ第一の課題とした特別都市計畫による整理宅地一割無償收用なるものは、ペンタムの謂はゆる土地復歸權の行使と看らるべからず、況んや無統制無法と云ふ事を屬性とするの沒收とは斷じて看做さるべからずして、單に特殊公共事業遂行を便ならしむべき而かも諸文化國の慣行においては既に確たく認められたる、國家徵稅權の一分枝一特殊相たるのに過ぎず、さらにそが命令に對するものとしての法律の規定に據らしめられるにおいては我が現行法律理論上よりしても亦た妥當視せらるべきものである。次いで第二課題とした特別賦課又は特別受益者分擔に就いては明白爭ふべからざる徵稅權の一表現に外ならず、さらには給付對、反對給付の準繩によつて規律せられるものであるから、當にお互ひに住み心地よき合理的な都市生活完成と云ふ一事に表現せられた社會連帶主義の一適用としてだけにてはなく、在來の有産階級的自由思想による正義公平てふ見地よりするも全然妥當な公課であり、従うて將來一層廣汎な寧ろ峻嚴な其の適用が望ましい事には疑義の餘地ないのである。ひそり最

後の課題であつた、土地増價税の妥當性普及性殊に本邦將來の租稅體系への其の移植の可否だけは既に其の存在理由を可なり強く説いた第四節の敘述をもつてするも、尙ほ未だ十分解かれざる問題として若干の言詮が残つて居るやうに思はれるのである。

按ずるに獨英兩國における土地増價税に就いては、少なくとも獨逸における地方稅たる同制は英國における國稅たる其れに先驅した、また前者が國稅化せられたことにも其れが累進主義を施行せるのに對して英國制はかの所得稅制上傳統的なる比例主義の方法に據つたさらに獨逸における同稅收入額が上下三段の行政團體間に分配せられたのに對して英國の其れは主義としては其の二分の一地方委讓の宣明せられたのに拘らず事實上そは實現せられずに保留せられた、さらにまた其の現狀に至つては、獨逸増價税がその後ち幾度びかその形態を變更しつつも其の精神は今日尙ほ有力に施行せられつゝあるのに對して英國の其れは實施最初の四年間甚だ振はず大戰終了後つひに廢絶に歸するに至つた。凡そ此の兩國稅制間には外面的には斯かる相異を示めず所あるものであるけれども、しかし之が所緣動機精神及び其の發展等、要言すれば其の内面的本質に至つては、極

めて興味ある吻合あるを見出すのであつて、さうしてこの事實こそは右に謂はゆる未解決の問題を開くべき鍵として役立つ。然らば其の一致するのは果して如何なる所に存するのであるか。今まその若干形相を壓搾して、唯だ二つの焦點において考察するであらう。

先づ第一には、不勞利得者たる個人の利益が單に其の個人の屬する團體の消極的費用において營まれるばかりでなく、さらに團體大多數人の積極的犠牲を要求しきたるものなる場合、言ひ換ふれば其の明白な且つ固有な獨占性の爲めに發生する都會地所不勞増價の場合の如きにあつては、單なる財政的見地よりのみならず社會政策的考量よりして、それは必ず租稅客體化せられねばならぬと云ふ思想が擧げられる。さらに此の思想を理論的に根據付けるものとしては租稅論上、ミルの犠牲說からしてワグナアの負擔能力說へ、從來の消費說からして新たな生産說へ、さらに單純なる所有の大さを準繩とするの說からしてマアシャル、ビグウ、セリグマン等の強調する所得源泉特權說へ、と云ふ如き理論の高調せられたことを舉示し得られるのである。さうして斯かる思想の表現として、獨逸にあつては一九〇八年ワグナアの増價稅主張を、また英國にあつては一九〇九年議會における

討議中ウインストン、チャアチルの力説した勤勞及び不勞所得辨別論を例示し得ると思ふのであるが、いまだ通俗に訴へ得らるべき論議として姑らく後者だけを紹介するならば、チャアチルは其れを短かく解して、前代における徵稅當局が“*How much have you got?*”と問へるのに反して、今代の其れは“*How much have you got?*” also, “*How did you get it?*”と問ふに在る、と獅子吼したのである。³⁾かやうに進展し來れる社會的思想の、財政的一領域へ翻案せられたものこそ、獨英における土地増價税に外ならぬのであつて、實に米國にあつては其の土地稅制がかの特別賦課と相俟つて斯かる不勞増價を稅すること夙に極めて嚴重であつたが爲めに、其處にては斯稅設定如きの餘地なく否な寧ろ之を不要となしたのであるが、かのさやうではなかつた所の獨英兩國にあつては、何んらか有力なる所緣動機の生ずるあらば、即ち理論上將た思潮上、斯稅の提唱され來るべきは必然の數であつたのである。右は兩國に共存した遠因とも看られるべきものであるが、次いで第二に之が近因としては、今世紀初葉、此の兩國に通じて、國家にあつては社會政策的諸施設及び國防充實てふ資本主義的社會組織の双生兒の所産である所の財源的要求の緊急なりしばかりでなく、地方團體にあつても合理的都會生活の及び社會政策的の施設に

應ふるべき財源物色の亦た切實であつた事實を、挙げ得られるのである。さうして此の急需に應酬するべく、前述せる如き輓近租税思潮に後援せられて、税制特に直接税制における改善運動頻りに進展し來たり、一九〇八年乃至一〇年代兩國には揆を同じうして所得の源泉及び大いさに應じての分化及び累進 *differentiation and progression* の主義、ともに強調せられて、先づこの主義に據る所得税及び相續税の改正行はれ、ついで土地増價税の新設又は國稅的統一實行せられ、さらに三轉して増價税歳入の地方財政への助成金制度と爲れるものに外ならぬ。

凡そ斯制施行の動機精神には、かゝる一致吻合の存するのであつて、吾人は今更ながら、全世界を同一ならしめつゝある經濟的諸勢力、言ひ換ふれば一定の發展階段における資本主義的社會組織の經濟的諸勢力こそは、これら文化國の到たる處にて其の租税制度に強き影響を及ぼしつゝあるのである。かくて經濟狀態における、かの愈々顯著たり來つた類似化につれて、諸國財政組織における一層大いなる吻合狀態の實現をば今更期待するのは必ずしも不合理ではないと言ひ切つて、『輓近税制における進化一斑』に筆を擱いた、彼れセリグマン所說の正鵠さを回顧せざるを得ぬものである。4)さていま之を、本邦經濟及び財政殊に租税における

現状及び進化に比較したるとき、當年獨英兩國が當面したる遠近の同所縁は我が國の亦た既に之を具有する所であつて従うて彼れと同一運動を展開し來るべきは、論理必然の歸趨であらねばならぬ。否な更に省察すれば、彼等における近き二動因中の一つ——國防擴張の必要——は幸ひに最近大いに消失し去らんとする所ではあるが、之によつて生じたる眞空間を充たすべく、一層の強度をもつて他の一つの社會的需要が襲ひ來つたのであつて、言ふまでもなく其れは斯税に關聯しての社會政策的動機及び使命に外ならぬ。言ひ換ふるならば、最近經濟組織に關かはつて渦巻きかへしてゐる二大傾向——一切を商業化せんとするものと、一切を社會化せんとするもの commercialization and socialization——をば、この税制における改造をもつて、適正妥當なる妥協點に綜合せしめんとする思潮に外ならぬのである。

かく觀來たるにおいては、素と「其の根柢において一大社會的進化の財政的表現である」所の土地増價税が、斯かる範疇に屬する一税制たることは明白であつて、従うて社會的見地に立つての他税制の改正と共に、其の新設の要望せられることは争ひ得ない。けれども實際問題として斯制の本邦へ移植せらるべきには、少なく

とも二つの難關が横はつてゐる、と自分は思ふ。その一つは、苟くも同制の徹底を期するべきには、之を直接的増價税ばかりに止めず間接的増價税にも擴充すべきであるが、之が完たき運用遂行には少なくとも施行當初數年間純財政的見地よりしては其の利用よりも費用のより大なるべきを豫期せねばならぬ事である。然かも、其の根本的精神が社會的進化の表現であり其の眞使命が社會政策的である事に顧みるならば、税源としては縦ひ當初著しき事效を擧げ得ない場合あらうとも、一旦之を創設した以上革命なき社會進化を助成すべき一手段なりとして堅忍以つて之が大成を期する所あらねばならぬ、この意味において、其の輓近税制混沌化の一犠牲とはなつたる英國増價税も、近かく必ずや復活し來るべきだと思はれる。難關の其の二は、わが地主階級はた有産階級の抱くところの主我的主張殊に既得權の意識の、獨英における其れよりも遙かに執拗であり強烈である事に外ならぬ。實を云はゞ、その英國にありてすら、一九〇九乃至一九一〇年に互れる社會的税制改正運動の途上に當つては、ウェステッド、インテレストに抗爭する歴史的な戦ひが營まれた。すなはち、其の謂はゆる「革命的豫算」を阻止せんとした上院側の惡闘が、豫算先議權に關する下院權限の侵害であり従うて憲法違反であると

して、その信任を總選舉に訴へたる自由黨内閣は、勞働黨の支持を得て再び下院に多數を制すると共に、上院壓迫の目的に必要とせられるだけの新貴族創成に關する國王同意獲得てふ劇的非常政策をもつて上院に挑戦し、以つて一八一一年上院拒否權制限の實現を遂げて辛うじて同豫算を成立せしめ、従うて社會的稅制改正を遂行し得たのである。5)だから、一稅制の理論上及び政策上の妥當性が縱ひ確たく且つ遍ねく論證せられたとしても、當年獨英の敢行した如き社會的見地に即し且つ徹しての稅制改造の業なるものは、我が國執政者のステエツマンシツプの見識遠慮及び確信操守が、果して英國における其れの如くなるべきや否やによつてその成否が岐れねばならぬ。否な更に、其れにも増して最も決定的なるものは、我が民衆一般の有する社會的思想が、少なくとも當年英國にて示された程度における社會連帶主義的な水準に昇華到達してゐるか否かの一點にあらねばならぬ。終はりに遠く一八〇〇年、『封鎖された商業國』中に高揚せられた一理想を顧みる、6)洞ろな當年の法的平等及び社會的平等を内容とする法的國家 *Rechtsstaat* の見解に基づける稅制に、言ひ換ふれば *Chacun le sien* を基調とする經濟的自由主義に據れる租稅制度に抗爭して、哲人フイヒテの掲げた「民衆中何ん人か、其の邸宅を

壯大ならしめるのに先きだつて全民衆各々が先づ清楚な住宅を有たねばならず、何ん人か其の衣裳を華麗ならしめるのに先きだつて各人悉く先づ温かに纏はれねばならぬ」と云ふの理想は、今の現實界からは遠遠、その到達し難きを覺えしめられるけれども、將來文化國家文化國においてる税制改造運動たるものは、須らく斯かる目標に向ふての社會政策的思想によつて嚮導せられ展進せしめられねばならぬのである。(完)

(大正十三年二月)

- 1) "State's rights of escheat" — Hobbes.
- 2) Seligman, *Essays in Taxation*, 9th ed., p. 495—496.
- 3) Robinson and Beard, *History of Europe, Our Own Times*, p. 476—481.
- 4) Seligman, *op. cit.* p. 542.
- 5) Robinson and Beard, *op. cit.* p. 479—480.
- 6) J. G. Fichte, *Der geschlossene Handelsstaat*, 1800, S. 32; Vide Cohn, *System der Nationalökonomie*, II, Bd. § 207.

後記。『大阪朝日』本日(1924年2月)の論説『都市計畫特別税地租制課率を改正せよ』は、自分に取つては殊に、さうして其の多數讀者に對しても恐らく、深甚な感銘を與へたものに相違ない。何とならばそれは、本文の論旨と同じく、しかも大都市に示された事實に立脚して、都會地所に對する土地増價税及び賃貸價格税の必要を強調しつつ、之と同時に、地租制課率制限點における大擴張、すなはち現行の地租百分の十二半以内とあるを百分の百五十以内位たらしめる事として、しばらく其の代案たらしむべしと痛論したものであるから。けれども代案はごきまでも代案であり、地租制は畢竟、地

租『割』である、だから、かゝる主張が當面の地方税制改正を促進し得た上は、其れがまた眞の土地増價税の前驅たるべき事を望むは自然の數であらねばならぬ。(同年三月三日記す)。尙ほ自分が金融問題に興味をもつてゐるため、以上の後記を爲した序でに、本文目的外の數語を差加へることが許されるなら、土地増價税の施行が既述せる如き原因及び過程によつて却つて地價を低落せしめるものだとすれば、之により、豫ねて不動産を擔保として融通を與へてゐた銀行は勢ひ其の基礎を危からしめられる、と云ふ疑ひを一顧してゐきたい。斯税の效果が土地の投機化を妨止し地價騰貴の勢ひを阻止すべきは明白であるけれども、之によつて一般銀行の擔保信用が損傷せられるとは眞實でないし、若し左様な事あつたとするも其は鮮少言ふに足らぬ。何とならば、不動産抵當の融通なるものは本邦一般銀行の殆んど手を染めぬ所であるからである。方今會々、災害善後策の一つとして火災保險問題の解決如何んと保險證券に對して金融せる銀行の救済との關係が頻りに論議せられてゐるけれども、かゝる説が縱ひ眞なりとしても、かの一般商品に對立するものとしての不動産に對して與へられてゐた金融額は、世に傳へられてゐる如き高きには上ほつて居らぬと云ふのが眞實にちかい。否な、斯かる窮狀に陥れるものあつたとすれば、それらは必然小銀行に外ならぬのであるから、かくの如くにして、かれらが其の窮窘につれて漸く自立し難からしめられ、従うてより堅實な大銀行に併合せられる機縁の促進せられる事は、金融界合理化運動の一つとして寧ろ歡迎せられるべきである。